

原付・オートバイ・軽自動車をお持ちのかた

軽自動車税は、4月1日現在に車両を所有するかたに、主たる定置場(駐車場所)が所在する市区町村が課税します。転出、転入や死亡、譲渡などにより所有者に変更が生じた場合は、早めの手続きをお願いします。

なお、車両を所有するかたが死亡しており、変更の届出がない場合は、町で指定したかたに納税通知書を発送します。

原動機付自転車など〈皆野町ナンバー〉

原動機付自転車(125cc以下のバイクなど)、小型特殊自動車(農耕用車両・フォークリフトなど)の皆野町ナンバーは、税務課(⑦番窓口)で手続きをしてください。

手続き	必要なもの
新規で購入した	販売証明書、印鑑
転入してきた	以前登録していた市区町村発行の廃車証明書または標識(ナンバー)、印鑑
転出した・廃車する	標識(ナンバー)、標識交付証明書、印鑑
名義変更する	譲渡証明書、標識交付証明書、譲り受けるかたの印鑑

- ・町外のかたに譲渡する場合は、廃車してからお譲りください。
- ・盗難に遭った車両を廃車する場合は、必ず警察に届け出て、被害届の受理番号を控えてから手続きをしてください。



オートバイ・軽自動車〈熊谷ナンバー〉

つぎの各機関にて手続きをしてください。

車種	取扱窓口
二輪のバイク (125cc超)	関東運輸局 埼玉運輸支局 熊谷自動車検査登録事務所 ☎050-5540-2027
軽自動車 (三輪・四輪)	軽自動車検査協会 埼玉事務所 熊谷支所 ☎050-3816-3112

問合せ 税務課 課税担当 ☎62-1461



浄化槽設置届出事務などの受付場所が変更されます

4月1日から、浄化槽設置届出事務などの受付窓口が秩父環境管理事務所から町民生活課に変わります。提出間違いのないようお願いします。

問合せ 町民生活課 環境衛生担当 ☎62-1232